

Doc No. FRO-TA-0089/REV.0

令和四年1月20日

原子力規制委員会 殿

茨城県日立市幸町三丁目1番1号  
日立GEニュークリア・エナジー株式会社  
取締役社長 佐藤 深一郎

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書  
本文及び添付書類の一部補正について

令和二年3月31日付け Doc No. FRO-TA-0055/REV.0 をもって申請し、令和四年1月7日付け Doc No. FRO-TA-0087/REV.0 及び令和四年1月14日付け Doc No. FRO-TA-0088/REV.0 で一部補正しました発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書の本文及び添付書類を別添1及び別添2のとおり補正する。

以上

別添 1

本文の一部補正

本文を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
11	下7～ 下8	・・・運搬に関する規則第二十一条第2項の規則に基づく・・・	・・・運搬に関する規則第二十一条第2項の規定に基づく・・・
12	下8	・地震時の貯蔵施設からの波及的影響によって、・・・	・地震時の周辺施設からの波及的影響によって、・・・

頁は令和四年1月14日付け Doc No. FRO-TA-0088/REV.0 で一部補正の頁を示す。

添付書類一の一部補正

添付書類一を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
1-2	上 14	・・・ <u>圧力監視装置</u> 及び・・・	・・・ <u>圧力検出器</u> 及び・・・
1-2	下 12	この空間の圧力を監視する <u>圧力監視装置</u> を取り付けるための・・・	この空間の圧力を監視する <u>圧力検出器</u> を取り付けるための・・・
1-63	下 13～ 下 16	表 1-11-1 に示すように、図 1-16-1、図 1-16-2 に示す <u>トラニオン、トラニオン接続部及び固定装置（トラニオン固定金具及びトラニオン固定ボルト）</u> に生じる応力は、許容基準以下で弾性状態に留まり、特定兼用キャスクは転倒しないため、安全機能を担保する部位が損なわれることはなく、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。	表 1-11-1 に示すように、図 1-16-1、図 1-16-2 に示す <u>トラニオン及びトラニオン接続部</u> に生じる応力は、許容基準以下で弾性状態に留まり、 <u>固定装置（トラニオン固定金具及びトラニオン固定ボルト）</u> が、供用状態 D の許容基準を満足し、 <u>トラニオンの固定機能が損なわれないよう設計されること</u> で、特定兼用キャスクは転倒しないため、安全機能を担保する部位が損なわれることはなく、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。
1-77		表 1-11-1 地震時の応力評価結果(基礎等に固定する設置方法のトラニオンの評価結果)	別紙 1 に変更する。
1-77		表 1-11-2 兼用キャスク告示に定める加速度と設計加速度	別紙 1 に変更する。

頁は令和四年 1 月 1 4 日付け Doc No. FRO-TA-0088/REV.0 で一部補正の頁を示す。

表 1-11-1 地震時の応力評価結果  
 (基礎等に固定する設置方法のトラニオンの評価結果)

項 目	評価結果	設計基準値*1	備考
下部トラニオン	349 MPa	591 MPa	表 1-10-1 に基づき、特定兼用キャスクに生じる応力を評価。 発生応力は設計基準値以下であり、特定兼用キャスクは健全性を維持する。
トラニオン接続部	43 MPa	150 MPa	

注記\*1：金属キャスク構造規格の基準値

表 1-11-2 兼用キャスク告示に定める加速度と設計加速度

加速度方向	兼用キャスク告示に定める加速度	設計加速度*1
水平方向	23 m/s <sup>2</sup>	196 m/s <sup>2</sup>
鉛直方向	16 m/s <sup>2</sup>	294 m/s <sup>2</sup>

注記\*1：0.3 m 落下時に HDP-69BCH(B)型に作用する加速度